平成２３年（フ）第１２９号
長野県安曇野市三郷明盛343番地５　プリムローズＡ203号室
債務者　布山　　舞（旧姓宮澤）
1　決定年月日時　平成23年６月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第１４７号
長野県松本市寿北１丁目７番１号
債務者　片瀬はるか
1　決定年月日時　平成23年６月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第２８号
長野県飯田市東新町２丁目１番地１
債務者　米山久美子
1　決定年月日時　平成23年６月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２３年（フ）第３９号
長野県下伊那郡松川町元大島1475番地の９
債務者　柿木　正行
1　決定年月日時　平成23年６月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２３年（フ）第４１号
長野県飯田市大瀬木1988番地12
債務者　伊原　信男
1　決定年月日時　平成23年６月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２３年（フ）第８７号
三重県四日市市小古曽６丁目13番１－８号
債務者　中村　謙志
1　決定年月日時　平成23年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第８９号
三重県四日市市浜町２番17号　レオパレスカーサ　クワトロ206号、前住所三重県多気郡多気町上出江735番地
債務者　中岡　靖夫（旧姓小柳）
1　決定年月日時　平成23年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第９２号
三重県四日市市富田栄町34番地
債務者　新原　一仁
1　決定年月日時　平成23年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第１０５号
三重県三重郡菰野町大字菰野3143番地
債務者　田崎　美華
1　決定年月日時　平成23年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第１１６号
三重県四日市市小牧町2603番地18　クレストウィル102
債務者　牧野　珠美
1　決定年月日時　平成23年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第１２６号
三重県桑名市大字西別所2138番地92
債務者　近藤由美子
1　決定年月日時　平成23年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第２１０号
兵庫県川西市矢問２丁目４番31号
債務者　宅間一雄こと　金　　一雄
1　決定年月日時　平成23年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第３６３号
兵庫県西宮市戸崎町２番13―302号、前住所兵庫県西宮市甲子園口３丁目26番７―402号
債務者　田邉　靖恵
1　決定年月日時　平成23年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第３８６号
兵庫県尼崎市南武庫之荘７丁目２番27号ディアコート303号、前住所大阪府堺市北区東雲東町２丁１番５―606号
債務者　窪内　　舞
1　決定年月日時　平成23年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第２２号
奈良県五條市本町１丁目５番６号
債務者　椿本　博男
1　決定年月日時　平成23年６月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２３年（フ）第３号
鳥取県西伯郡大山町野田88番地
債務者　岡田　和美
1　決定年月日時　平成23年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２３年（フ）第６３号
鳥取県米子市旗ヶ崎２丁目14番10号　Ｉ―302号
債務者　松本　晴隆
1　決定年月日時　平成23年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
鳥取地方裁判所米子支部